

使用済み自動車用鉛蓄電池の リサイクルについて

SBRA自主取り組み



SBRA 一般社団法人
鉛蓄電池再資源化協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (機械振興会館内)
TEL : 03-5425-2080 FAX : 03-3434-5650
URL : <http://www.sbra.or.jp/>

検索はコチラ! SBRA 検索

SBRA自主取組みの概要

地球環境を保護し健全な環境を次世代に引き継ぐこと、および資源の再生化により地球上の限られた資源を有効活用するために、一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)は、使用済み自動車用鉛蓄電池(始動用で二輪車用を含む)の適正な処理と循環利用の促進を図ってまいります。

(以下、一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会を「SBRA」、使用済み自動車用鉛蓄電池を「使用済みバッテリー」といいます。)

システムの概要

1

SBRA自主取組みを利用しようとする排出事業者は、排出者登録(①)をして頂きます。(-P5-)

2

排出事業者は、使用済みバッテリーをSBRAに回収依頼(②)をし、その後、解体処理が終了したことを管理票情報システムで確認(⑧)します。

3

排出事業者から回収依頼のあった使用済みバッテリーはSBRAを広域認定者として「廃棄物処理法」に則り委託処理をします。(有価物は扱いません)

4

SBRAが委託する回収・解体の委託事業者は、BAJ下取り方式の「回収網」を活用しています。(③④)

5

排出事業者はSBRAが委託した回収事業者に無償で使用済みバッテリーを引渡します。その後、回収事業者は解体事業者に持込み、解体事業者により適正な処理がされます。

6

各々、回収実績報告(⑤⑥)と解体処理終了報告(⑦)をします。

7

回収・解体処理費用はSBRAが委託事業者に実績に応じて支払います。

8

使用済みバッテリーの排出から、回収・解体及び処理終了まで、処理状況をインターネットと廃棄物処理法に準じたマニフェストを使ってシステムで管理します。(パソコン・プリンターが必要です。)

排出事業者等(販売店等)の役割

- ①使用済みバッテリーは、自動車用と二輪車用に分別保管をし、これに伴う置場の確保と管理を行う。
- ②次の電池は、本システムでは回収できないので混入させない。
 - ・小形密閉鉛蓄電池(二輪車用除く)や産業用鉛蓄電池
 - ・鉛蓄電池以外(ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池等)
- ③自動車用は25個以上、二輪車用は50個以上使用済みバッテリーが溜まったら、SBRAにインターネットで回収依頼を行う。
- ④廃棄物処理法等関連法規に定められる廃棄物の排出事業者等(販売店等)としての義務を遵守する。(-P6-)

特別管理産業廃棄物の管理責任者について

1. 関連法制度 (※産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会第3回合同部会 参考資料7より抜粋)
- (1)特別管理産業廃棄物(以下、「特管物」という)について
- 自動車用鉛蓄電池は、pH2以下の硫酸を含むことから、産業廃棄物として排出される場合には、廃棄物処理法で定める特管物に該当し、通常の産業廃棄物より厳しい基準が適用される。
 - 使用済み自動車用鉛蓄電池が不法投棄等された場合には、その有害性から深刻な環境問題を引き起こすおそれがある。特管物の排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、下記のような規定の遵守が求められている。

表1 特管物の排出事業者の主な義務 (廃棄物処理法第12条の2 関係)

	義務	違反した場合の罰則
第2項	＜保管＞特管物が運搬されるまでの間、「特別管理産業廃棄物保管基準」(周囲に囲いを設ける、掲示板を掲出する等)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	罰則なし (行政の改善命令違反に対する間接罰則あり)
第4項	＜運搬処分の委託＞委託基準(あらかじめ、特管物の種類、数量等を文書で通知等)を遵守しなければならない	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
第6項及び第7項	＜管理責任者の設置＞事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならない	30万円以下の罰金
第5項	＜帳簿の記載＞特管物の処理に関する帳簿(運搬・処分の年月日、委託量、委託先等)を作成し、5年間保存しなければならない	30万円以下の罰金

注) なお、前年度に50トン以上の特管物を生ずる事業場を設置している事業者は、特管物の処理計画を作成し、都道府県知事等に提出しなければならない。(50トンは、普通自動車用バッテリーでおよそ3,800個弱)
※ 自治体によっては、条例等に基づき、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に関して設置届出義務等(管理責任者報告含む)の規制措置があり規制内容が異なったりするので注意が必要です。

- (2)特別管理産業廃棄物管理責任者(以下、「管理責任者」という)について
- 事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、下記に定める資格を有する者から「管理責任者」を選任しなければならない。

表2 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件 (廃棄物処理法施行規則第8条の1 7 第2号)

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験注1)
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ヘ	高校		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト	旧制中学		理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 注2)			

注1) 管理責任者の実務経験の要件(「〇年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」)は、交換や保管等のバッテリーに係わる取扱い経験も含む。

注2) イ〜チに該当しない者の救済策として リがあり、以下の講習会の受講者に資格要件が与えられている。
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 受講費用 14,000 円(2014 年度参考)
(連絡先: 03-5275-7111 URL <http://www.jwnet.or.jp>)

- 管理責任者の役割
 - ・特管物の排出状況の把握、処理計画の立案、適正な処理の確保
2. 管理責任者関係について(出展: 審議会報告書パブリックコメントに対する環境省の考え方)
- ①「管理責任者要件の緩和措置として、自動車用バッテリーの技術上の取扱いに習熟している者として上記「表2」の他に次の資格を有する者が認められています。
 - ・一級、二級及び三級の自動車整備士
 - ・自動車電気装置整備士
 - ・車両系荷役運搬機械、車両系建設機械及び高所作業車に係る特定自主検査有資格者
 - ②自動車用バッテリーの小売店等が卸売業者から新しいバッテリーを購入する際に、商習慣として使用済みのバッテリーを無償で卸売業者に廃棄物処理としてではなく下取りとして引き渡す場合は、(排出事業者とならないので)管理責任者を置く必要はありません。

FX 先着 一般社団法人鉛蓄電池資源化協会(SBRA)行き [FAX : 03-3434-5650]

・排出事業者 (電池販売事業者等) 様へ

・排出事業者として一般社団法人鉛蓄電池資源化協会(SBRA)に使用済自動車用鉛蓄電池の回収を希望する場合、予め次の承諾書と回収依頼の担当責任者を確認した上で、①承諾日～④回収依頼責任者に記入・押印の上、SBRAに「承諾書」をFAXでご提出ください。

・合わせて、SBRAのホームページから「排出事業者の登録」をしてください。【排出事業者の登録と「承諾書」の理由書をもって「排出事業者登録」が完了いたします。】(ホームページがない場合はSBRAにお問合せください。)

●承諾書は

●承諾書FAX時の状況

①再提出した(事業者ID)

②並行してホームページから排出事業者登録を希望する(した)。

③ホームページがなく排出事業者登録番号もFAX希望する(した)。

←該当のものに

✓を記入

【使用済自動車用鉛蓄電池の排出事業者】としてバッテリー回収依頼の際の

《 使用済自動車用鉛蓄電池回収のための承諾書 》

一般社団法人 鉛蓄電池資源化協会(SBRA) 殿

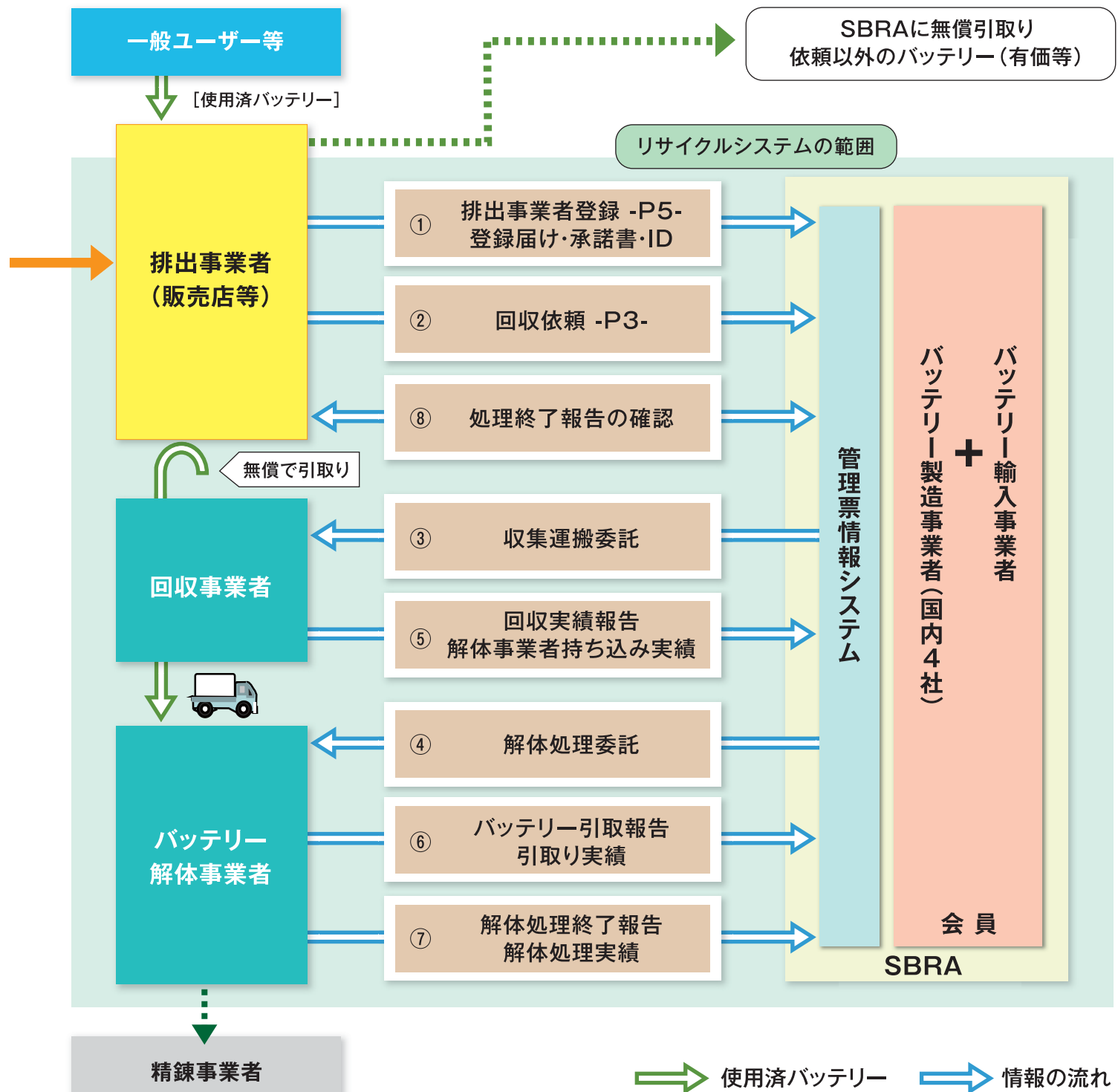
排出事業者として使用済自動車用鉛蓄電池 (二輪車用鉛蓄電池を含む、以下「使用済バッテリー」という) の回収を希望するにあたり、下記 1 項から 8 項を承諾します。

① 承諾 日	20 年 月 日	② 年間排出個数(見込み)	() 個	※ 記入
③ 排出事業者名称	〒 ー (印)			※ 記入・押印
④ 排出事業者の所在地				※ 記入
⑤ 代表者				※ 記入

記

1. 広域処理制度
一般社団法人鉛蓄電池資源化協会(以下「SBRA」という)は、環境大臣より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の9及び第15条4の3の第1項に基づき「広域処理」を取得している。
・産業廃棄物広域処理番号 第216号、一般廃棄物広域処理番号 平成24年 第4号
2. 回収対象電池
対象電池は使用済バッテリーとし、年間の排出個数(見込み)は上記表のとおりである。なお、各々の回収依頼に関する引取帳簿は、収集運搬事業者(以下「回収事業者」という)が、SBRA所定のリサイクル管理票に記載した事項と一致する。また、管理票ごとの処理量はSBRAが指定する委託事業者の計量票とし、処理報告とともにSBRAへ提出から通知する。
3. 収集運搬(回収)及び解体処理
SBRAは、収集運搬及び解体処理について、広域認定で認定された各々専門の事業者に委託するものとし、その事業者名称、所在地等は SBRA所定のリサイクル管理票に記載する。
4. 費用
回収費用及び解体処理費用はSBRAが負担するものとし、排出事業者からは費用を徴収しない。
5. 回収依頼の手順
回収依頼は、原則としてインターネットでSBRAのホームページの「管理票情報システム」回収依頼画面より行うものとする。排出事業者は、次の事項を遵守して、回収依頼を行う。
①回収依頼の個数は、原則として自動車用は25個、二輪車用は50個以上とし、双方ある場合はどちらかを満足すれば可とする。但し、両者はそれぞれに保管をする。
②回収依頼するものは使用済バッテリーとし、区分以外のものは混入させない。万が一、混入させ、SBRAの委託業務に支障を生じ費用が発生した場合、排出事業者はその費用を負うものとする。また、使用済バッテリー以外への混入によりSBRAの委託業務に支障を生じ恐れがある場合は引取りを拒むことが出来るものとする。
③回収依頼する使用済バッテリーに「破損バッテリー」を含む場合は、必ず回収事業者に告知する。
④使用済バッテリーはショート(短絡)させないようにする。
⑤回収依頼した個数が不足が生じようにより使用済バッテリーの盗難防止を行う。
⑥回収事業者が回収に赴いた際に発行した「リサイクル管理票A票」は捨てとして5年間保存する。
6. 使用済バッテリーの所有権
使用済バッテリーを回収事業者に引渡した時点で、使用済バッテリーの所有権はSBRAに移ったものとし、回収依頼の取消はできないものとする。
7. 排出事業者の登録取消し・変更
①排出事業者が登録の取消し又は変更を希望した場合は、SBRAに届け出るものとし、届出をもって登録の取消し又は変更を行う。なお、取消し前に回収依頼があったものはSBRAで処理を行う。
②排出事業者が、反社会的勢力との関係が認められた時は、排出事業者の登録取消しを行う。なお、取消し前に回収依頼があったものはSBRAで処理を行う。
8. 回収依頼の進捗管理等
回収依頼したものの進捗管理(処理完了報告を含む)等については、排出事業者がSBRAの管理票情報システムで管理票交付番号別に確認するか、SBRAに問合せするものとする。

以上



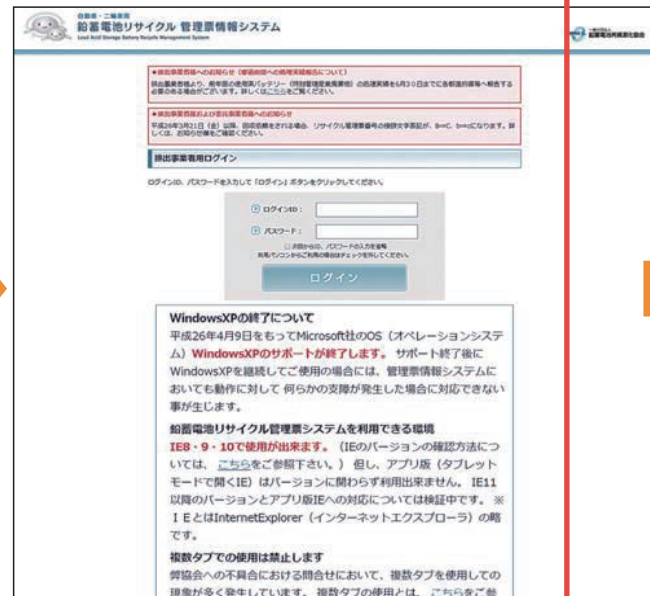
回収依頼の手順

回收依頼画面

① ホームページから、ID・パスワード入力画面



- 管理票情報システムポータルサイトからもログイン可能
- 下記画面よりログインしてご使用下さい



コール完了

④ 依頼内容確認画面(自動車用、二輪車用共通)



Click!

② 排出事業者トップメニュー画面

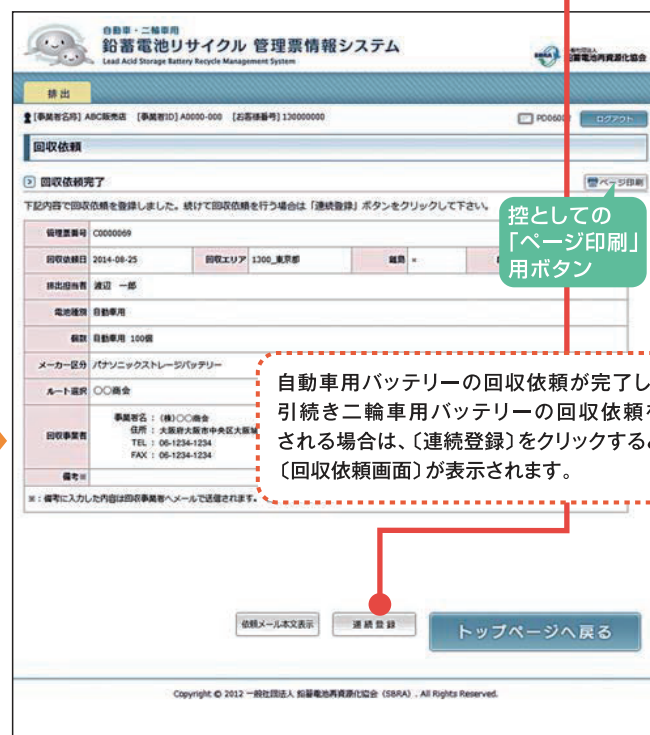


③ 回收依頼画面(自動車用、二輪車用共通)



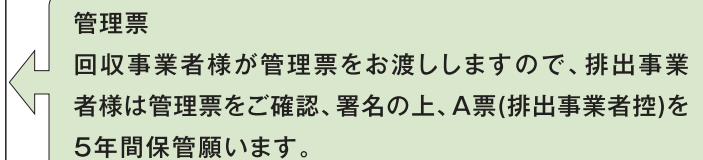
- ① 担当者氏名を入力
- ② 〔自動車用〕か〔二輪車用〕をクリック
- ③ 回収依頼する個数を入力
- ④ 主要取引先の電池メーカをクリック
- ⑤ 依頼する回収事業者を指定する。

⑤ コール完了画面(自動車用、二輪車用共通)



控としての
「ページ印刷」
用ボタン

自動車用バッテリーの回収依頼が完了し、引続き二輪車用バッテリーの回収依頼をされる場合は、「連続登録」をクリックすると「回収依頼画面」が表示されます。



排出事業者様への情報提供として下記を想定しています。

- ①回収・再資源化のエビデンス発行（環境ISO対応）
- ②回収・再資源化の過去1年間の実績把握可能